

アマチュア スポーツ 以外に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合	14,200円	17,800円	21,400円
	入場料を徴収 する場合	142,000円	178,000円	214,000円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前																																																																													
<b>別表（第10条、第13条関係）</b> 1・2 略 3 栃木県グリーンスタジアム使用料 (1) 略 (2) 会議室				<b>別表（第10条、第13条関係）</b> 1・2 略 3 栃木県グリーンスタジアム使用料 (1) 略 (2) 会議室																																																																													
<table border="1"> <tr> <th>利用 時間 施設 区分</th> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> <th>午後5時 から午後 9時まで</th> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>1,780円</u></td> <td><u>1,780円</u></td> <td><u>1,780円</u></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td><u>980円</u></td> <td><u>980円</u></td> <td><u>980円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 1</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 3</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 4</td> <td><u>1,720円</u></td> <td><u>1,720円</u></td> <td><u>1,720円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 5</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 6</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 7</td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> <td><u>880円</u></td> </tr> </table>	利用 時間 施設 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	大会議室	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>	小会議室	<u>980円</u>	<u>980円</u>	<u>980円</u>	会議室 1	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	会議室 2	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	会議室 3	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	会議室 4	<u>1,720円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,720円</u>	会議室 5	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	会議室 6	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	会議室 7	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<table border="1"> <tr> <th>利用 時間 施設 区分</th> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> <th>午後5時 から午後 9時まで</th> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>1,750円</u></td> <td><u>1,750円</u></td> <td><u>1,750円</u></td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td><u>970円</u></td> <td><u>970円</u></td> <td><u>970円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 1</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 3</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 4</td> <td><u>1,690円</u></td> <td><u>1,690円</u></td> <td><u>1,690円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 5</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 6</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 7</td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> <td><u>870円</u></td> </tr> </table>	利用 時間 施設 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	大会議室	<u>1,750円</u>	<u>1,750円</u>	<u>1,750円</u>	小会議室	<u>970円</u>	<u>970円</u>	<u>970円</u>	会議室 1	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>	会議室 2	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>	会議室 3	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>	会議室 4	<u>1,690円</u>	<u>1,690円</u>	<u>1,690円</u>	会議室 5	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>	会議室 6	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>	会議室 7	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>
利用 時間 施設 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで																																																																														
大会議室	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>																																																																														
小会議室	<u>980円</u>	<u>980円</u>	<u>980円</u>																																																																														
会議室 1	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
会議室 2	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
会議室 3	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
会議室 4	<u>1,720円</u>	<u>1,720円</u>	<u>1,720円</u>																																																																														
会議室 5	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
会議室 6	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
会議室 7	<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>																																																																														
利用 時間 施設 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで																																																																														
大会議室	<u>1,750円</u>	<u>1,750円</u>	<u>1,750円</u>																																																																														
小会議室	<u>970円</u>	<u>970円</u>	<u>970円</u>																																																																														
会議室 1	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
会議室 2	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
会議室 3	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
会議室 4	<u>1,690円</u>	<u>1,690円</u>	<u>1,690円</u>																																																																														
会議室 5	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
会議室 6	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
会議室 7	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>																																																																														
(3) 略 備考 略 4 栃木県立県南体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設				(3) 略 備考 略 4 栃木県立県南体育館の利用料金の基準額 (1) 運動施設																																																																													

ア 普通利用の場合  
(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場

利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)	220円	220円	220円
略			

(イ) トレーニング室

利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)	270円	270円	270円
略			

イ 略  
(2)・(3) 略  
備考 略  
5～7 略

ア 普通利用の場合  
(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場

利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)	210円	210円	210円
略			

(イ) トレーニング室

利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)	260円	260円	260円
略			

イ 略  
(2)・(3) 略  
備考 略  
5～7 略

別表4 栃木県立県民体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の款(専用利用の場合)の項(ア)メインアリーナの表を次のように改める。

(ア) メインアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		アマチュア	入場料を徴収	7,630円

スポーツに 利用する 場 合	しない場合			
	入場料を徴収 する 場 合	38,000円	57,200円	76,300円
アマチュア スポーツ 以外に利用 する 場 合	入場料を徴収 しない場合	45,700円	68,600円	91,600円
	入場料を徴収 する 場 合	228,000円	342,000円	457,000円

別表4栃木県立県体育館の利用料金の基料額の部(1)運動施設の敷く専用利用の場合の課  
(イ)コートロータの敷を次のように改める。

(イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュア スポーツに 利用する 場 合	入場料を徴収 しない場合	3,800円	5,720円
	入場料を徴収 する 場 合	19,000円	28,400円	38,000円	
アマチュア スポーツ 以外に利用 する 場 合	入場料を徴収 しない場合	22,800円	34,200円	45,700円	
	入場料を徴収 する 場 合	113,000円	170,000円	228,000円	

別表4栃木県立県体育館の利用料金の基料額の部(2)研修室の敷を次のように改める。

(2) 研修室

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		全 部 の 利 用		4,710円	7,070円
一 部 の 利 用	2 / 3 の利用		3,130円	4,710円	4,710円
	1 / 3 の利用		1,550円	2,350円	2,350円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改  
正する。

各 出 給				各 出 給			
<p>別表（第10条、第13条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準額</p> <p>(1) 運動施設</p> <p>ア 普通利用の場合</p> <p>(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場</p>				<p>別表（第10条、第13条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準額</p> <p>(1) 運動施設</p> <p>ア 普通利用の場合</p> <p>(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場</p>			
利用 時間 利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	利用 時間 利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以下 (1人 1回に つき)	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	高校生等 以下 (1人 1回に つき)	<u>210円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>
略				略			
(イ) トレーニング室				(イ) トレーニング室			
利用 時間 利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	利用 時間 利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以下 (1人 1回に つき)	<u>270円</u>	<u>270円</u>	<u>270円</u>	高校生等 以下 (1人 1回に つき)	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>
略				略			
<p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>備考 略</p> <p>6・7 略</p>				<p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>備考 略</p> <p>6・7 略</p>			

別表5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準額の部(1)運動施設の敷イ専用利用の場合の算を次のように改める。

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュア スポーツに 利用する 場 合	入場料を徴収 しない場合		7,630円	11,300円	15,100円
	入場料を徴収 する 場 合		38,000円	57,200円	76,300円
アマチュア スポーツ 以外に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合		45,700円	68,600円	91,600円
	入場料を徴収 する 場 合		228,000円	342,000円	457,000円

(イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュア スポーツに 利用する 場 合	入場料を徴収 しない場合		3,800円	5,720円	7,630円
	入場料を徴収 する 場 合		19,000円	28,400円	38,000円
アマチュア スポーツ 以外に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合		22,800円	34,200円	45,700円
	入場料を徴収 する 場 合		113,000円	170,000円	228,000円

(ウ) 武道場

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	アマチュア スポーツに	入場料を徴収 しない場合	5,720円	8,640円	11,300円

全部の利用	利用する場合	入場料を徴収する場合	28,400円	43,100円	57,200円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	34,200円	51,800円	68,600円
1/2の利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	170,000円	258,000円	342,000円
		入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円	7,630円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	19,000円	28,400円	38,000円
		入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円
1/2の利用	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円
		入場料を徴収しない場合			

この表の改出額の欄に掲げる費目を回報の改出後の欄に掲げる費目に等額と示すものを出す。

改出額				改出率			
別表(第10条、第13条関係) 1～4 略 5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準額 (1) 略 (2) 研修室				別表(第10条、第13条関係) 1～4 略 5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準額 (1) 略 (2) 研修室			
利用時間 施設区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	利用時間 施設区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室A	<u>2,110円</u>	<u>3,130円</u>	<u>3,130円</u>	研修室A	<u>2,080円</u>	<u>3,080円</u>	<u>3,080円</u>
研修室B	<u>2,570円</u>	<u>3,920円</u>	<u>3,920円</u>	研修室B	<u>2,530円</u>	<u>3,850円</u>	<u>3,850円</u>
(3) 略 備考 略				(3) 略 備考 略			

6 栃木県立温水プール館の利用料金の基準額

(1) プール

ア 普通利用の場合

利用者 \ 利用時間	午前 9 時から 午後 9 時まで
高校生等以下 ( 1 人 1 回 に つ き )	<u>310円</u>
その他の者 ( 1 人 1 回 に つ き )	<u>620円</u>

イ 専用利用の場合

区 分		午前9時から午後9時 まで (1時間につき)	
		全コース	1 コース
50メー トル プール	入場料を 徴収しな い 場 合	<u>20,800円</u>	<u>4,180円</u>
	略	略	
25メー トル プール	入場料を 徴収しな い 場 合	<u>10,300円</u>	<u>2,080円</u>
	略	略	

(2) 会議室

利用区分 \ 利用時間	午前 9 時から午後 9 時 まで (1時間につき)
全 部 の 利 用	<u>2,080円</u>
3 / 4 の 利 用	<u>1,560円</u>

6 栃木県立温水プール館の利用料金の基準額

(1) プール

ア 普通利用の場合

利用者 \ 利用時間	午前 9 時から 午後 9 時まで
高校生等以下 ( 1 人 1 回 に つ き )	<u>300円</u>
その他の者 ( 1 人 1 回 に つ き )	<u>610円</u>

イ 専用利用の場合

区 分		午前9時から午後9時 まで (1時間につき)	
		全コース	1 コース
50メー トル プール	入場料を 徴収しな い 場 合	<u>20,500円</u>	<u>4,110円</u>
	略	略	
25メー トル プール	入場料を 徴収しな い 場 合	<u>10,200円</u>	<u>2,050円</u>
	略	略	

(2) 会議室

利用区分 \ 利用時間	午前 9 時から午後 9 時 まで (1時間につき)
全 部 の 利 用	<u>2,050円</u>
3 / 4 の 利 用	<u>1,540円</u>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 / 2 の利用</td> <td style="text-align: right;">1,030円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 略 備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 普通利用の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 略 備考 略</td> </tr> </table>	1 / 2 の利用	1,030円	略		(3) 略 備考 略		7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額		(1) 普通利用の場合		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	略				その他の者 (1人1回につき)	330円	330円	330円		(2) 略 備考 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 / 2 の利用</td> <td style="text-align: right;">1,020円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 略 備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 普通利用の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 略 備考 略</td> </tr> </table>	1 / 2 の利用	1,020円	略		(3) 略 備考 略		7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額		(1) 普通利用の場合		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	略				その他の者 (1人1回につき)	320円	320円	320円		(2) 略 備考 略	
1 / 2 の利用	1,030円																																																				
略																																																					
(3) 略 備考 略																																																					
7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額																																																					
(1) 普通利用の場合																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	略				その他の者 (1人1回につき)	330円	330円	330円																																									
利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																		
略																																																					
その他の者 (1人1回につき)	330円	330円	330円																																																		
(2) 略 備考 略																																																					
1 / 2 の利用	1,020円																																																				
略																																																					
(3) 略 備考 略																																																					
7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額																																																					
(1) 普通利用の場合																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用時間 利用者</th> <th style="width: 25%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 25%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 35%;">午後5時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>その他の者 (1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> </table>	利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	略				その他の者 (1人1回につき)	320円	320円	320円																																									
利用時間 利用者	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																		
略																																																					
その他の者 (1人1回につき)	320円	320円	320円																																																		
(2) 略 備考 略																																																					

別表7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額の部(2)専用利用の場合の款を次のように改める。

(2) 専用利用の場合

利用区分		利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		2,000円	2,910円	4,030円
	入場料を徴収する場合		11,000円	15,800円	22,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		11,900円	17,500円	23,800円
	入場料を徴収する場合		66,400円	97,400円	132,000円

(ふじや男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正)



第二十六條 ちちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成七年栃木県条例第四十号）

の一部を次のように改正する。

別表Ⅰ施設の利用料金の基準額の項の表を次のように改める。

施設区分		利用時間区分	午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
研	1 0 1		1, 330円	1, 780円	1, 330円
	2 0 1		2, 680円	3, 580円	2, 680円
	2 0 2		1, 330円	1, 780円	1, 330円
	2 0 3		1, 670円	2, 230円	1, 670円
修	3 0 1	A	2, 680円	3, 580円	2, 680円
		B	2, 680円	3, 580円	2, 680円
室	3 0 2	A	2, 680円	3, 580円	2, 680円
		B	1, 670円	2, 230円	1, 670円
	3 0 3		1, 670円	2, 230円	1, 670円
	3 0 4		3, 700円	4, 930円	3, 700円
会 議 室			3, 360円	4, 480円	3, 360円
O A 研 修 室			2, 680円	3, 580円	2, 680円
パフォーマンススタジオ			4, 360円	5, 830円	4, 360円
和 室	1		1, 330円	1, 780円	1, 330円
	2		1, 330円	1, 780円	1, 330円
ライフアトリエ	調 理		1, 670円	2, 230円	1, 670円
コ ー ナ ー	手工芸		1, 670円	2, 230円	1, 670円
ホ ー ル			15, 600円	20, 900円	15, 600円
調 理 実 習 室			3, 700円	4, 930円	3, 700円

別表備考1を次のように改める。

- 1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき5,220円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

（栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正）

**第二十七条** 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成八年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区 分	単 位	基 準 額	区 分	単 位	基 準 額
略			略		
普通自動車	1台1回	<u>320円</u>	普通自動車	1台1回	<u>310円</u>
大型バス	1台1回	<u>2,230円</u>	大型バス	1台1回	<u>2,190円</u>
備考 略			備考 略		

（とちぎ生きがづくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正）

**第二十八条** とちぎ生きがづくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成八年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（大学の授業料） <b>第九条の二</b> 略 2 前項の授業料の基準額は、年額 <u>一万八千八百円</u> とする。 3・4 略 別表（第6条関係） 1 とちぎ生きがづくりセンター		（大学の授業料） <b>第九条の二</b> 略 2 前項の授業料の基準額は、年額 <u>一万八千五百円</u> とする。 3・4 略 別表（第6条関係） 1 とちぎ生きがづくりセンター	
施設区分	使用料 (1時間につき)	施設区分	使用料 (1時間につき)

講	堂	3,970円
教 室	A	930円
	B	930円
	C	1,030円
	略	略
	E	1,870円
	F	830円
略		
和	室	730円
多 目 的 ホ ー ル		1,670円
テニスコート	1 面	260円

2 とちぎ生きがづくりセンター県南支所

施 設 区 分		使 用 料 (1 時間につき)
教 室	略	略
	B	930円
	C	310円
	D	580円
	略	略
	F	690円
演 習 室		930円
略		
屋 外 運 動 場		260円

講	堂	3,900円
教 室	A	920円
	B	920円
	C	1,020円
	略	略
	E	1,840円
	F	820円
略		
和	室	720円
多 目 的 ホ ー ル		1,640円
テニスコート	1 面	250円

2 とちぎ生きがづくりセンター県南支所

施 設 区 分		使 用 料 (1 時間につき)
教 室	略	略
	B	920円
	C	300円
	D	570円
	略	略
	F	680円
演 習 室		920円
略		
屋 外 運 動 場		250円

講堂兼体育館	1,460円	講堂兼体育館	1,440円	
3 とちぎ生きがいきづくりセンター県北支所		3 とちぎ生きがいきづくりセンター県北支所		
施設区分		使用料 (1時間につき)		
教室	A	730円	A	720円
	B	310円	B	300円
	C	310円	C	300円
	略	略	略	略
	E	590円	E	580円
	略	略	略	略
演習室		310円		
略		略		
多目的ホール		1,350円		
略		略		
多目的ホール		1,330円		

(とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例の一部改正)

**第二十九条** とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例(平成八年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1</b> (第3条、第14条関係)				<b>別表第1</b> (第3条、第14条関係)			
施設	利用区分	基準額 (1人1回につき)		施設	利用区分	基準額 (1人1回につき)	
		略	略			略	略
	利用時間が2時間までの場合	4歳以上16歳	<u>260円</u>		利用時間が2時間までの場合	4歳以上16歳	<u>250円</u>

プール、 トレーニング室及 びランニングデッ キ	利用時間 が 2 時間 を超える 場 合	未満 の者	
		16歳 以上 の者	510円に 2 時 間を超える利 用時間 1 時間 までごとに <u>260円</u> を加算 した額
		4歳 以上 16歳 未満 の者	<u>260円</u> に 2 時 間を超える利 用時間 1 時間 までごとに 120円を加算 した額

プール、 トレーニング室及 びランニングデッ キ	利用時間 が 2 時間 を超える 場 合	未満 の者	
		16歳 以上 の者	510円に 2 時 間を超える利 用時間 1 時間 までごとに <u>250円</u> を加算 した額
		4歳 以上 16歳 未満 の者	<u>250円</u> に 2 時 間を超える利 用時間 1 時間 までごとに 120円を加算 した額

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

1 施設の利用料金の基準額

施 設 区 分		基 準 額 (1 時間につき)
エアロビクス スタジオ		<u>830円</u>
多目的運 動フロア	全 面	<u>2,930円</u>
	1 / 2 面	<u>1,460円</u>
	1 / 3 面	<u>980円</u>
	略	略
大 会 議 室		<u>1,670円</u>
小 会 議 室		<u>930円</u>
多 目 的 フロア A	全 面	<u>1,150円</u>
	2 / 3 面	<u>760円</u>
	1 / 2 面	<u>570円</u>

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

1 施設の利用料金の基準額

施 設 区 分		基 準 額 (1 時間につき)
エアロビクス スタジオ		<u>820円</u>
多目的運 動フロア	全 面	<u>2,880円</u>
	1 / 2 面	<u>1,440円</u>
	1 / 3 面	<u>970円</u>
	略	略
大 会 議 室		<u>1,640円</u>
小 会 議 室		<u>920円</u>
多 目 的 フロア A	全 面	<u>1,130円</u>
	2 / 3 面	<u>750円</u>
	1 / 2 面	<u>560円</u>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>別表第3（第14条関係）</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">基準額（1人1回につき）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講 座</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,030円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体力測定</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,030円</td> </tr> </table>		略	略	略			2 略			備考 略			<b>別表第3（第14条関係）</b>			区 分	基準額（1人1回につき）		略			講 座	1,030円		体力測定	1,030円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>別表第3（第14条関係）</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">基準額（1人1回につき）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講 座</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,020円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体力測定</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,020円</td> </tr> </table>		略	略	略			2 略			備考 略			<b>別表第3（第14条関係）</b>			区 分	基準額（1人1回につき）		略			講 座	1,020円		体力測定	1,020円	
	略	略																																																					
略																																																							
2 略																																																							
備考 略																																																							
<b>別表第3（第14条関係）</b>																																																							
区 分	基準額（1人1回につき）																																																						
略																																																							
講 座	1,030円																																																						
体力測定	1,030円																																																						
	略	略																																																					
略																																																							
2 略																																																							
備考 略																																																							
<b>別表第3（第14条関係）</b>																																																							
区 分	基準額（1人1回につき）																																																						
略																																																							
講 座	1,020円																																																						
体力測定	1,020円																																																						

（栃木県県営住宅条例の一部改正）

**第三十条** 栃木県県営住宅条例（平成九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（駐車場の使用）</p> <p><b>第二十五条</b> 略</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、<u>月額五千二百三十円</u>を限度として知事が別に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（駐車場の使用）</p> <p><b>第二十五条</b> 略</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、<u>月額五千四百四十円</u>を限度として知事が別に定める使用料を納付しなければならない。</p>

（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

**第三十一条** 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表第一（第二条、第三条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">一～三十六の二</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十七</td> <td style="text-align: center;">建築基準法（昭和二十</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	一～三十六の二	略		三十七	建築基準法（昭和二十	略	<p><b>別表第一（第二条、第三条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">一～三十六の二</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十七</td> <td style="text-align: center;">建築基準法（昭和二十</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	一～三十六の二	略		三十七	建築基準法（昭和二十	略
一～三十六の二	略												
三十七	建築基準法（昭和二十	略											
一～三十六の二	略												
三十七	建築基準法（昭和二十	略											

五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。) 、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (三) (一) 略
- (二) 略
- (三) 法第六条第二項

の規定による確認の申請の受理等

- (四) 略
- (五) 法第十八条第二項

の規定による通知の受理等

- (六) 略
- (七) 略
- (八) 略
- (九) 略
- (十) 略
- (十一) 法第四十四条第二項第四号

五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。) 、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (三) (一) 略
- (二) 略
- (三) 法第六条第二項(法第八

十七条第二項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請の受理等

- (四) 略
- (五) 法第十八条第二項(法第

八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理等

- (六) 略
- (七) 略
- (八) 略
- (九) 略
- (十) 略
- (十一) 法第四十四条第二項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三

の申請の受理等

(十二) 法第四十七条ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十三) 法第四十八条第一項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十四) 法第四十八条第二項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十五) 法第四十八条第三項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十六) 法第四十八条第四項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十七) 法第四十八条第五項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十八) 法第四十八条第六項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十九) 法第四十八条第七項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十) 法第四十八条第八項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十一) 法第四十八条第九項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十二) 法第四十八条第十項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十三) 法第四十八条第十一項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十四) 法第四十八条第十二項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(二十五) 法第四十八条第十三項ただし書の規定による許可

条第五項第三号並びに第五十三条の二第一項第三号及び第四号の規定による許可の申請の受理等



可の申請の受理等  
 (二十六) 法第四十八条第十四  
 項ただし書の規定による許  
 可の申請の受理等  
 (二十七) 法第五十一条ただし  
 書の規定による許可の申請  
 の受理等  
 (二十八) 法第五十二条第十項  
 の規定による許可の申請の  
 受理等  
 (二十九) 法第五十二条第十一  
 項の規定による許可の申請  
 の受理等  
 (三十) 法第五十二条第十四項  
 の規定による許可の申請の  
 受理等  
 (三十一) 法第五十三条第四項  
 の規定による許可の申請の  
 受理等  
 (三十二) 法第五十三条第五項  
 の規定による許可の申請の  
 受理等  
 (三十三) 法第五十三条第六項  
 第三号の規定による許可の  
 申請の受理等  
 (三十四) 法第五十三条の二第  
 一項第三号の規定による許  
 可の申請の受理等  
 (三十五) 法第五十三条の二第  
 一項第四号の規定による許  
 可の申請の受理等  
 (三十六) (六十) 略  
 (六十一) 法第八十七条第一項  
 において適用する法第六条  
 第一項の規定による確認の  
 申請の受理等  
 (六十二) 法第八十七条第一項  
 において適用する法第十八  
 条第二項の規定による通知  
 の受理等  
 (六十三) 法第八十七条第二項  
 において適用する法第四十  
 八条第一項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十四) 法第八十七条第二項

(三十一) ~ (三十六) 略

において準用する法第四十  
 八条第二項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十五) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第三項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十六) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第四項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十七) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第五項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十八) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第六項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (六十九) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第七項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (七十) 法第八十七条第二項に  
 おいて準用する法第四十八  
 条第八項ただし書の規定に  
 による許可の申請の受理等  
 (七十一) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第九項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (七十二) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第十項ただし書の規定  
 による許可の申請の受理等  
 (七十三) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第十一項ただし書の規  
 定による許可の申請の受理  
 等  
 (七十四) 法第八十七条第二項  
 において準用する法第四十  
 八条第十二項ただし書の規  
 定による許可の申請の受理  
 等  
 (七十五) 法第八十七条第二項

において準用する法第四十  
八条第十三項ただし書の規  
定による許可の申請の受理  
等

(七十六) 法第八十七条第二項  
において準用する法第四十  
八条第十四項ただし書の規  
定による許可の申請の受理  
等

(七十七) 法第八十七条第二項  
において準用する法第五十  
一条ただし書の規定による  
許可の申請の受理等

(七十八) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第一項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(七十九) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第二項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(八十) 法第八十七条第三項に  
おいて準用する法第四十八  
条第三項ただし書の規定に  
よる許可の申請の受理等

(八十一) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第四項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(八十二) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第五項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(八十三) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第六項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(八十四) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第七項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

(八十五) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第八項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等

- (八十六) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第九項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等
- (八十七) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第十項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等
- (八十八) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第十一項ただし書の規  
定による許可の申請の受理  
等
- (八十九) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第十二項ただし書の規  
定による許可の申請の受理  
等
- (九十) 法第八十七条第三項に  
おいて準用する法第四十八  
条第十三項ただし書の規定  
による許可の申請の受理等
- (九十一) 法第八十七条第三項  
において準用する法第四十  
八条第十四項ただし書の規  
定による許可の申請の受理  
等
- (九十二) 法第八十七条第三項  
において準用する法第五十  
一条ただし書の規定による  
許可の申請の受理等
- (九十三) 法第八十七条の二第  
一項の規定による認定の申  
請の受理等
- (九十四) 法第八十七条の二第  
二項において準用する法第  
八十六条の八第三項の規定  
による認定の申請の受理等
- (九十五) 法第八十七条の三第  
三項の規定による許可の申  
請の受理等
- (九十六) 法第八十七条の三第  
五項の規定による許可の申  
請の受理等
- (九十七) 法第八十七条の三第

六項の規定による許可の申請の受理等

(九十八) 法第八十七条の四に

おいて準用する法第六条第

一項の規定による確認の申

請の受理等

(九十九) 法第八十七条の四に

おいて準用する法第十八条

第二項の規定による通知の

受理等

(百) 法第八十八条第一項にお

いて準用する法第六条第一

項の規定による確認の申請

の受理等

(百一) 法第八十八条第一項に

おいて準用する法第十八条

第二項の規定による通知の

受理等

(百二) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第六条第

一項の規定による確認の申

請の受理等

(百三) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第十八条

第二項の規定による通知の

受理等

(百四) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八

条第一項ただし書の規定に

よる許可の申請の受理等

(百五) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八

条第二項ただし書の規定に

よる許可の申請の受理等

(百六) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八

条第三項ただし書の規定に

よる許可の申請の受理等

(百七) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八

条第四項ただし書の規定に

よる許可の申請の受理等

(百八) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八

条第五項ただし書の規定に

による許可の申請の受理等

(百九) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八  
条第六項ただし書の規定に

による許可の申請の受理等

(百十) 法第八十八条第二項に

おいて準用する法第四十八  
条第七項ただし書の規定に

による許可の申請の受理等

(百十一) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第八項ただし書の規定

による許可の申請の受理等

(百十二) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第九項ただし書の規定

による許可の申請の受理等

(百十三) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第十項ただし書の規定

による許可の申請の受理等

(百十四) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第十一項ただし書の規

定による許可の申請の受理

等

(百十五) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第十二項ただし書の規

定による許可の申請の受理

等

(百十六) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第十三項ただし書の規

定による許可の申請の受理

等

(百十七) 法第八十八条第二項

において準用する法第四十  
八条第十四項ただし書の規

定による許可の申請の受理

等

(百十八) 法第八十八条第二項

において準用する法第五十  
一条ただし書の規定による

許可の申請の受理等

(五十九)・(百一十) 略	(三十七)・(三十八) 略
三十七の11～四十一 略	三十七の11～四十一 略

(とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部改正)

**第三十二条** とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例(平成十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条、第9条関係)					別表(第2条、第9条関係)				
1 施設の利用料金の基準額					1 施設の利用料金の基準額				
(1) 本館					(1) 本館				
ア 会議室等					ア 会議室等				
利用 時間 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで		利用 時間 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	
第1 研修室	<u>2,500円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,500円</u>		第1 研修室	<u>2,460円</u>	<u>3,290円</u>	<u>2,460円</u>	
第2 研修室	<u>3,130円</u>	<u>4,180円</u>	<u>3,130円</u>		第2 研修室	<u>3,080円</u>	<u>4,110円</u>	<u>3,080円</u>	
福祉 研修 室	A	<u>3,130円</u>	<u>4,180円</u>	<u>3,130円</u>	福祉 研修 室	A	<u>3,080円</u>	<u>4,110円</u>	<u>3,080円</u>
	B	<u>2,500円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,500円</u>		B	<u>2,460円</u>	<u>3,290円</u>	<u>2,460円</u>
特 別 会 議 室	<u>2,500円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,500円</u>		特 別 会 議 室	<u>2,460円</u>	<u>3,290円</u>	<u>2,460円</u>	
2 0 1 会 議 室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,250円</u>		2 0 1 会 議 室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,230円</u>	
3 0 1 会 議 室	<u>1,560円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,560円</u>		3 0 1 会 議 室	<u>1,540円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,540円</u>	

4 0 1 会議室	<u>1,560円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,560円</u>
4 0 2 会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,250円</u>
4 0 3 会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,250円</u>
多目的 ホール	<u>9,420円</u>	<u>12,500円</u>	<u>9,420円</u>
和 室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,250円</u>
調 理 実 習 室	<u>1,560円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,560円</u>

4 0 1 会議室	<u>1,540円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,540円</u>
4 0 2 会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,230円</u>
4 0 3 会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,230円</u>
多目的 ホール	<u>9,250円</u>	<u>12,300円</u>	<u>9,250円</u>
和 室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,230円</u>
調 理 実 習 室	<u>1,540円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,540円</u>

イ レクリエーション室  
(ア) 専用利用の場合

イ レクリエーション室  
(ア) 専用利用の場合

利用 時間 区分 施設 区分	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで
	レク リ エー シ ョ ン 室	<u>2,500円</u>	<u>3,350円</u>

利用 時間 区分 施設 区分	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで
	レク リ エー シ ョ ン 室	<u>2,460円</u>	<u>3,290円</u>

(イ) 略  
(2) 略  
2 略  
備考 略

(イ) 略  
(2) 略  
2 略  
備考 略

別表一施設の利用料金の基準額の項(2)障害者スポーツセンターの表を次のように改める。

(2) 障害者スポーツセンター

ア アリーナ等

(ア) 専用利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
	ア リ ー ナ	全 面	3,800円	5,720円	3,810円



	半 面	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
サウンドテーブルテニス室 1		1,250円	1,670円	830円	830円
サウンドテーブルテニス室 2		1,250円	1,670円	830円	830円
観 覧 室 兼 多 目 的 室		1,900円	2,860円	1,900円	1,900円

## (イ) 普通利用の場合

施設区分	利用時間区分	単 位	午前 9 時	午後 1 時	午後 5 時
			から午後 1 時まで	から午後 5 時まで	から午後 9 時まで
ア リ ー ナ	高校生等以下 (1 人 1 回につき)		220円	220円	220円
	その他の者 (1 人 1 回につき)		430円	430円	430円
サウンドテーブルテニス室 1	高校生等以下 (1 人 1 回につき)		220円	220円	220円
	その他の者 (1 人 1 回につき)		430円	430円	430円
サウンドテーブルテニス室 2	高校生等以下 (1 人 1 回につき)		220円	220円	220円
	その他の者 (1 人 1 回につき)		430円	430円	430円
トレーニングコーナー	高校生等以下 (1 人 1 回につき)		270円	270円	270円
	その他の者 (1 人 1 回につき)		530円	530円	530円
観 覧 室 兼 多 目 的 室	高校生等以下 (1 人 1 回につき)		220円	220円	220円
	その他の者 (1 人 1 回につき)		430円	430円	430円

イ 会議室

施設区分	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
	料 費	1,560円	2,080円	1,030円	1,030円

(栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例の一部改正)

**第三十三条** 栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例(平成十二年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p><b>第八条</b> 研修宿泊施設を利用する者は、一人一泊につき千百五十円を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p><b>第八条</b> 研修宿泊施設を利用する者は、一人一泊につき千百三十円を納付しなければならない。</p>

(とちぎ青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

**第三十四条** とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p><b>別表(第2条、第9条関係)</b></p> <p>1 施設の利用料金の基準額</p> <p>(1) 研修室等</p>				<p><b>別表(第2条、第9条関係)</b></p> <p>1 施設の利用料金の基準額</p> <p>(1) 研修室等</p>			
利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
施設区分				施設区分			
第1研修室	<u>12,800円</u>	<u>17,100円</u>	<u>17,100円</u>	第1研修室	<u>12,600円</u>	<u>16,800円</u>	<u>16,800円</u>
第2研修室	<u>6,280円</u>	<u>8,370円</u>	<u>8,370円</u>	第2研修室	<u>6,170円</u>	<u>8,220円</u>	<u>8,220円</u>
第3研修室	<u>6,280円</u>	<u>8,370円</u>	<u>8,370円</u>	第3研修室	<u>6,170円</u>	<u>8,220円</u>	<u>8,220円</u>

和 室	<u>5,020円</u>	<u>6,700円</u>	<u>6,700円</u>
第 1 音楽室	<u>5,960円</u>	<u>7,950円</u>	<u>7,950円</u>
第 2 音楽室	<u>4,700円</u>	<u>6,280円</u>	<u>6,280円</u>
多目的ホール	<u>19,400円</u>	<u>25,900円</u>	<u>25,900円</u>

和 室	<u>4,930円</u>	<u>6,580円</u>	<u>6,580円</u>
第 1 音楽室	<u>5,860円</u>	<u>7,810円</u>	<u>7,810円</u>
第 2 音楽室	<u>4,620円</u>	<u>6,170円</u>	<u>6,170円</u>
多目的ホール	<u>19,100円</u>	<u>25,500円</u>	<u>25,500円</u>

(2) 調理室

利用時間区分 施設区分	午前 9 時から午後 2 時まで	午後 3 時から午後 8 時まで
	調 理 室	<u>8,900円</u>

(2) 調理室

利用時間区分 施設区分	午前 9 時から午後 2 時まで	午後 3 時から午後 8 時まで
	調 理 室	<u>8,740円</u>

(3) 宿泊室

施設区分	基 準 額
宿 泊 室	1 人 1 泊につき <u>5,230円</u>

(3) 宿泊室

施設区分	基 準 額
宿 泊 室	1 人 1 泊につき <u>5,140円</u>

2 略  
備考

1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき6,480円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2・3 略

4 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の基準額は、利用者1人1泊につき3,130円とする。

2 略  
備考

1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき6,370円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2・3 略

4 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の基準額は、利用者1人1泊につき3,080円とする。

(栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の1部改正)

第三十五条 栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第六号)の1節を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条の2関係)			別表(第8条の2関係)		
区分	基準額(1人につき)		区分	基準額(1人につき)	
	普通利用券	年間利用券		普通利用券	年間利用券
大人	<u>620円</u>	<u>2,500円</u>	大人	<u>610円</u>	<u>2,460円</u>
小人	<u>260円</u>	<u>1,030円</u>	小人	<u>250円</u>	<u>1,020円</u>
備考 略			備考 略		

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

**第三十六条** 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例(平成十四年栃木県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条、第10条関係) 1 施設使用料 (1) 栃木県産業技術センター ア 多目的ホール			別表(第3条、第10条関係) 1 施設使用料 (1) 栃木県産業技術センター ア 多目的ホール		
利用時間区分 施設区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	利用時間区分 施設区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
	多目的ホール	<u>16,500円</u>		<u>22,000円</u>	多目的ホール
イ 大型電波暗室等			イ 大型電波暗室等		
施設区分	使用料(1時間につき)		施設区分	使用料(1時間につき)	
大型電波暗室	<u>11,400円</u>		大型電波暗室	<u>11,200円</u>	
シールドルーム	<u>1,130円</u>		シールドルーム	<u>1,110円</u>	
小型電波暗室	<u>3,760円</u>		小型電波暗室	<u>3,700円</u>	

高周波応用 試験室	1,510円	高周波応用 試験室	1,490円
半無響室	2,340円	半無響室	2,300円
ウ 略 (2) 略 (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支 援センター		ウ 略 (2) 略 (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支 援センター	
施設区分	使用料 (1時間につき)	施設区分	使用料 (1時間につき)
多目的ルーム	320円	多目的ルーム	310円
2・3 略 備考 1 やむを得ない理由により多目的ホー ルを利用時間区分以外の時間 (2 の利 用時間区分にわたって利用する場合の 当該利用時間区分の間の利用時間区分 以外の時間を除く。) に利用する場合 の施設使用料の額は、30分につき 5,500円を超えない範囲で規則で定め る額とする。 2 略		2・3 略 備考 1 やむを得ない理由により多目的ホー ルを利用時間区分以外の時間 (2 の利 用時間区分にわたって利用する場合の 当該利用時間区分の間の利用時間区分 以外の時間を除く。) に利用する場合 の施設使用料の額は、30分につき 5,400円を超えない範囲で規則で定め る額とする。 2 略	

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

**第三十七条** 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例 (平成十五年栃木県条例第五十一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 (第3条、第10条関係)				別表 (第3条、第10条関係)			
1 略				1 略			
2 研修室等				2 研修室等			
区 分	基 準 額			区 分	基 準 額		
	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで		午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで

大研修室		5,020円	6,700円	5,020円	大研修室		4,930円	6,580円	4,930円
中研修室	1	1,880円	2,500円	1,880円	中研修室	1	1,850円	2,460円	1,850円
	2	1,880円	2,500円	1,880円		2	1,850円	2,460円	1,850円
小研修室	1	1,250円	1,670円	1,250円	小研修室	1	1,230円	1,640円	1,230円
	2	1,250円	1,670円	1,250円		2	1,230円	1,640円	1,230円
	3	1,250円	1,670円	1,250円		3	1,230円	1,640円	1,230円
体育館		2,080円	2,610円	2,080円	体育館		2,050円	2,570円	2,050円
体験プラザ		2,080円	2,610円	2,080円	体験プラザ		2,050円	2,570円	2,050円
備考 略					備考 略				

（栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正）

**第三十八条** 栃木県牧場設置及び管理条例（平成十七年栃木県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
区 分	基準額（1日1頭につき）	区 分	基準額（1日1頭につき）
略		略	
肉用牛	<u>260円</u>	肉用牛	<u>250円</u>

（栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例の一部改正）

**第三十九条** 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例（平成二十七年栃木県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1 (第4条、第12条関係)

1 英国大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>1,410円</u>

2 イタリア大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>920円</u>

3 中禅寺湖畔ボートハウス

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>2,580円</u>

別表第1 (第4条、第12条関係)

1 英国大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>1,390円</u>

2 イタリア大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>910円</u>

3 中禅寺湖畔ボートハウス

施設区分	施設利用料の基準額
ギャラリー	1日につき <u>2,540円</u>

(栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四十条 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(平成三十年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち栃木県都市公園条例別表第一の「1 栃木県総合運動公園」の部中「(1) 運動施設」の次に「(武道館を除く。)」を加え、同部(1)運動施設の項の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第一の「1 栃木県総合運動公園」の部中「(1) 運動施設」の次に「(武道館を除く。)」を加え、同部(1)運動施設の項の次に次のように加える。

(2) 運動施設(武道館)

ア 個人使用の場合

施設名	単 位	使用区分			
		使用者区分	午 前	午 後	夜 間
武 道 館	1 人	高 校 生 以 下	210円	210円	210円
		大 人	430円	430円	430円

イ 団体使用の場合

施設名等	使用区分		
	午 前	午 後	夜 間

武道館	第1道場	全面	アマチュア	入場料等を徴収しない場合	8,580円	12,800円	17,100円
			スポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	42,800円	64,100円	85,500円
			アマチュア以外のスポーツ	入場料等を徴収しない場合	51,400円	77,000円	101,000円
			を行う場合	入場料等を徴収する場合	256,000円	385,000円	513,000円
		2 / 3面	アマチュア	入場料等を徴収しない場合	5,720円	8,550円	11,400円
			スポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	28,600円	42,700円	57,000円
			アマチュア以外のスポーツ	入場料等を徴収しない場合	34,300円	51,300円	68,400円
			を行う場合	入場料等を徴収する場合	171,000円	256,000円	342,000円
		1 / 3面	アマチュア	入場料等を徴収しない場合	2,860円	4,270円	5,700円
			スポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	14,200円	21,300円	28,500円
			アマチュア以外のスポーツ	入場料等を徴収しない場合	17,100円	25,600円	34,200円
			を行う場合	入場料等を徴収する場合	85,500円	128,000円	171,000円
	第2道場	全面	アマチュア	入場料等を徴収しない場合	5,720円	8,640円	11,300円
			スポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	28,600円	43,100円	56,500円
			アマチュア以外のスポーツ	入場料等を徴収しない場合	34,300円	51,800円	67,800円
			を行う場合	入場料等を徴収する場合			



		を 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	171,000円	258,000円	339,000円
弓 道 場 ( 近 的 射 場 )	—	アマチュ アの ス ポーツを 行 う場合	入場料等を徴 収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料等を徴 収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
	—	アマチュ ア以外の スポーツ を 行 う 場 合	入場料等を徴 収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料等を徴 収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

備考

1 使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前 9 時から午後 1 時までをいう。
- (2) 午後とは、午後 1 時から午後 5 時までをいう。
- (3) 夜間とは、午後 5 時から午後 9 時までをいう。

2 やむを得ない理由により午前 9 時前又は午後 9 時後に武道館を団体で使用する場合の使用料は、使用時間 1 時間につき、午前 9 時前の使用にあつては午前の使用区分、午後 9 時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の 4 分の 1 に相当する額にそれぞれ 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数（その額が 10,000 円以上 100,000 円未満の場合にあつては 100 円未満の端数、その額が 100,000 円以上の場合にあつては 1,000 円未満の端数）があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 高校生以下が武道館を団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額及び 2 の規定により得られた額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数（その額が 10,000 円以上 100,000 円未満の場合にあつては 100 円未満の端数、その額が 100,000 円以上の場合にあつては 1,000 円未満の端数）があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第 1 条中栃木県都市公園条例別表第 1 の 1 栃木県総合運動公園の部(2)会議室の項の改出規定を次のように改める。

別表第 1 の 1 栃木県総合運動公園の部(2)会議室の項を次のように改める。

- (3) 会議室等
  - ア 陸上競技場等

施 設 名	使用区分	午 前	午 後	1 日
	陸 上 競 技 場 会 議 室		3,230円	4,030円
野 球 場 ( 本 球 場 ) 会 議 室		1,330円	1,550円	2,680円

水泳場会議室	1,330円	1,550円	2,680円
サッカー・ラグビー場会議室	1,330円	1,550円	2,680円
テニスコート会議室	3,230円	4,030円	6,970円

## イ 武道館

## (ア) 会議室

施設名	使用区分	使用料		
		午前	午後	夜間
会議室 1		3,230円	4,030円	4,030円
会議室 2		3,230円	4,030円	4,030円
会議室 3		1,330円	1,550円	1,550円
会議室 4		1,330円	1,550円	1,550円

## (イ) 師範室等

施設名	使用料
師範室 1	1時間につき 100円
師範室 2	1時間につき 100円
控室	1時間につき 100円
役員控室	1時間につき 100円

## 備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時まで（武道館の会議室にあつては、午前9時から午後1時まで）をいう。
  - (2) 午後とは、午後零時から午後6時まで（武道館の会議室にあつては、午後1時から午後5時まで）をいう。
  - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。
  - (4) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 この表は、陸上競技場、野球場（本球場）、水泳場又はサッカー・ラグビー場を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合については適用しない。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館の会議室を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区

分、午後 9 時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の 4 分の 1 に相当する額にそれぞれ 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

4 高校生以下が武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び 3 の規定により得られた額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額並びに 3 及び 4 の規定により得られた額に 2 を乗じて得た額とする。

第 1 条のうち栃木県都市公園条例別表第 1 の 1 栃木県総合運動公園の部中「(3) 附属設備」を「(4) 附属設備」に改め、同部(3)附属設備の項「テニスコートの表の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 1 の 1 栃木県総合運動公園の部中「(3) 附属設備」を「(4) 附属設備」に改め、同部(3)附属設備の項「テニスコートの表の次に次のように加える。

ウ 武道館

(7) 照明設備

設 備 名		使用区分	全 点 灯	2 / 3 点 灯	1 / 3 点 灯
第 1 道場照明設備	1 時間		310円	200円	100円
第 2 道場照明設備	1 時間		200円	—	—
近的射場照明設備	1 時間		20円	—	—

(4) 照明設備以外の設備

設 備 名		単 位	使 用 料	備 考
冷 房 設 備	第 1 道場	—	1 時間につき 4,840円	—
	第 2 道場	—	1 時間につき 1,410円	—
暖 房 設 備	第 1 道場	—	1 時間につき 5,550円	—
	第 2 道場	—	1 時間につき 1,770円	—
放 送 設 備	第 1 道場	1 回	5,610円	翌日にわたつては使用することができない。
	第 2 道場	1 回	1,020円	
	近的射場	1 回	1,020円	

第 1 条中栃木県都市公園条例別表第 1 の 1 栃木県総合運動公園の部(4)備品の項の改正規定

を次のように改める。

別表第一の一 栃木県総合運動公園の部(4)備品の項を次のように改める。

(5) 備品

ア 武道館

品目	単位	使用料	備考
移動式電光掲示板	第1道場	1時間につき 250円	—
	第2道場	1時間につき 250円	—
フロアシート	第1道場	1回 3,210円	翌日にわたっては使用することができない。
	第2道場	1回 2,000円	
	近的射場	1回 50円	

イ その他の施設

品目	単位	基準額又は使用料	備考
コインロッカー	1回	20円	翌日にわたっては利用し、又は使用することができない。

備考

- 1 高校生以下が武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び1の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第十条及び第四十条の規定 公布の日
  - 二 第一条中栃木県手数料条例別表第一の二百七の項及び二百七十二の項の改正規定並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
  - 三 第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百七十一の項の次に四百七十一の二の項から四百七十一の四の項までを加える改正規定 平成三十一年六月一日
  - 四 第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百二十二の項、四百二十三の項及び四百二十五の項の改正規定、同表四百三十一の項の次に四百三十一の二の項及び四百三十一の三の項を加える改正規定、同表四百三十三の二の項の次に四百三十三の三の項を加える改正規定、同表四百三十四の項の改正規定並びに同表四百五十五の三の項の次に四百五十五の二

の二の項から四百五十五の三の五の項までを加える改正規定並びに第三十一条及び附則第四項の規定 規則で定める日

五 第十一条の規定 平成三十一年七月一日

(手数料の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申請、依頼等がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の二百七の項、三百七十三の項、四百二十二の項、四百二十三の項、四百二十五の項及び四百三十四の項の上欄に掲げる事務を除く。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に規定する規定の施行の日前に行われた事務又は試験等(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の二百七の項及び三百七十三の項の上欄に掲げる事務に限る。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

4 附則第一項第四号に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百二十二の項、四百二十三の項、四百二十五の項、四百三十四の項の上欄に掲げる事務に限る。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(使用料の改定に伴う経過措置)

5 施行日の前日から施行日にかけて栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例、栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例、栃木県都市公園条例及び栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

6 施行日前に許可を受けて、栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例、栃木県都市公園条例、栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例、栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例、栃木県総合教育センター条例、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例、とちぎ生きがいきづくりセンター設置、管理及び使用料条例、栃木県県営住宅条例及び栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例に規定する施設等(前項の宿泊施設を除く。)を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第五号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政財産の無償貸付又は減額貸付等)</p> <p><b>第四条の二</b> 行政財産は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三十八条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項(同条</p>	<p>(行政財産である土地の無償貸付又は減額貸付等)</p> <p><b>第四条の二</b> 行政財産である土地は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三十八条の四第二項第二号の規定により、他の地方公共団体</p>

<p>第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこれを貸し付ける場合は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合その他規則で定める場合に限る、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>又は規則で定める法人に貸し付けるときは</p> <p>_____、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

**附 則**

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の二の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがされる行政財産の貸付けについて適用し、同日前に申込みがされた行政財産の貸付けについては、なお従前の例による。

（管財課）

**栃木県条例第六号**

**栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例**

栃木県民生委員定数条例（平成二十六年栃木県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の規定により、民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐野市</td> <td style="text-align: center;">二百七十五人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鹿沼市</td> <td style="text-align: center;">二百十人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小山市</td> <td style="text-align: center;">二百九十八人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">真岡市</td> <td style="text-align: center;">百五十四人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大田原市</td> <td style="text-align: center;">百四十七人</td> </tr> </table>	略		佐野市	二百七十五人	鹿沼市	二百十人	略		小山市	二百九十八人	真岡市	百五十四人	大田原市	百四十七人	<p>民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の規定により、民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐野市</td> <td style="text-align: center;">二百七十四人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鹿沼市</td> <td style="text-align: center;">二百九人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小山市</td> <td style="text-align: center;">二百九十六人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">真岡市</td> <td style="text-align: center;">百五十一人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大田原市</td> <td style="text-align: center;">百四十六人</td> </tr> </table>	略		佐野市	二百七十四人	鹿沼市	二百九人	略		小山市	二百九十六人	真岡市	百五十一人	大田原市	百四十六人
略																													
佐野市	二百七十五人																												
鹿沼市	二百十人																												
略																													
小山市	二百九十八人																												
真岡市	百五十四人																												
大田原市	百四十七人																												
略																													
佐野市	二百七十四人																												
鹿沼市	二百九人																												
略																													
小山市	二百九十六人																												
真岡市	百五十一人																												
大田原市	百四十六人																												

矢板市	七十四人	矢板市	七十二人
那須塩原市	二百十四人	那須塩原市	二百十二人
さくら市	八十八人	さくら市	七十九人
略		略	
河内郡上三川町	五十九人	河内郡上三川町	五十八人
略		略	
塩谷郡高根沢町	五十三人	塩谷郡高根沢町	五十二人
略		略	

附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第七号

健康長寿とちぎづくり推進条例及び栃木県がん対策推進条例の一部を改正する条例

(健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正)

第一条 健康長寿とちぎづくり推進条例(平成二十五年栃木県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受動喫煙の防止等)</p> <p><b>第十四条</b> 県は、多数の者が利用する施設における受動喫煙(人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙(蒸気を含む。)にさらされることをいう。次項において同じ。)の防止の徹底を図る。</p> <p>ため、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(受動喫煙の防止等)</p> <p><b>第十四条</b> 県は、多数の者が利用する施設における受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。次項において同じ。)の防止の徹底を図るとともに、県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

(栃木県がん対策推進条例の一部改正)

第二条 栃木県がん対策推進条例(平成三十年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（がんの予防の推進）</p> <p><b>第十二条</b> 県は、がんの予防の推進を図るため、市町村、医療機関、医療保険者、事業者等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙（蒸気を含む。）にさらされることをいう。）の防止を促進すること。</p> <p>三 略</p>	<p style="text-align: center;">（がんの予防の推進）</p> <p><b>第十二条</b> 県は、がんの予防の推進を図るため、市町村、医療機関、医療保険者、事業者等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止を促進すること。</p> <p>三 略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（健康増進課）

**栃木県条例第八号**

**栃木県安心子ども基金条例の一部を改正する条例**

栃木県安心子ども基金条例（平成二十一年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成三十三年六月三十日限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（子ども政策課）

**栃木県条例第九号**

**県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例**

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例（平成二十四年栃木



県条例第五十二号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第四条</b> 法第三十一条において準用する法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四く六 略</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第四条</b> 法第三十一条において準用する法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 学校教育法による短期大学_____</p> <p>_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____</p> <p>_____、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四く六 略</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第五条</b> 法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係る資格を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第五条</b> 法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係る資格を除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____</p> <p>_____、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者_____</p> <p>_____については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 略</p>

2 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係る資格に限る。)は、次のとおりとする。

一・二 略

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 略

五 第一号、第三号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、第一号に規定する学校を卒業した者については一年以上、第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については三年以上、前号に規定する学校を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六・七 略

2 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格(一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係る資格に限る。)は、次のとおりとする。

一・二 略

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、

四 略

五 第一号、第三号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目を修めて卒業した後、

六・七 略

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県条例第十号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p><b>第三条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p>	<p>(定数)</p> <p><b>第三条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p>

一 県立学校職員 五、一一四人 二 市町村立学校職員 一一、五三六人 計 一六、六五〇人 2・3 略	一 県立学校職員 五、一三六人 二 市町村立学校職員 一一、五三七人 計 一六、六七三人 2・3 略
---	---

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県条例第十一号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 3（第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係）			別表第 3（第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係）		
1 へき地学校等			1 へき地学校等		
級 別	学 校 名		級 別	学 校 名	
	小 学 校	略		小 学 校	略
へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校	略	へき地 学校に 準ずる 学校	日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校 <u>茂木町立中川小学校</u> 佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校	略
略			略		
2 特別の地域に所在する学校 <u>茂木町立中川小学校</u> 大田原市立羽田小学校			2 特別の地域に所在する学校 大田原市立羽田小学校		

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県条例第十二号

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例を廃止する条例

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例（昭和五十六年栃木県条例第二十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（産業政策課）

栃木県条例第十三号

栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

（設置）

第一条 第七十七回国民体育大会及び第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるため、栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第七十七回国民体育大会及び第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

（国体準備室）

栃木県条例第十四号

栃木県県税条例等の一部を改正する等の条例

（栃木県県税条例の一部改正）

第一条 栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車取得税の納付の方法）</p> <p><b>第百二条の九</b> 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する</p>	<p>（自動車取得税の納付の方法）</p> <p><b>第百二条の九</b> 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する</p>

場合を含む。) には、  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 当該自動車取得税額 (当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。) に相当する現金を納付しなければならぬ。

**第百二条の十及び第百二条の十一 削除**

(自動車税の徴収の方法)

**第百十条 略**

2 略

3 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車税の額に相当する現金を納付した後、当該自動車について第百十三条

場合を含む。) には、申告書又は修正申告書に、栃木県納税証紙に代わるものとして証紙代金収納計器 (以下「収納計器」という。) により当該自動車取得税額 (当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。) に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、収納計器による納税証紙印の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第五十一号) 第三条第一項 (電子情報処理組織による申請等) の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条 (新規登録の申請) 又は第十三条 (移転登録) の規定による登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年栃木県条例第五号) 第三条第一項 (電子情報処理組織による申請等) の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合

二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ないと認めた場合

(収納計器取扱者の指定)

**第百二条の十** 収納計器による押印その他の収納計器の取扱いは、知事の指定を受けた者が行うものとする。

(納税証紙印の印影)

**第百二条の十一** 第百二条の九第二項の納税証紙印の印影は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法)

**第百十条 略**

2 略

3 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について第百十三条第一項の規定により提出する申告書に、栃木県納

第一項の規定により提出する申告書に、納税済印の押印を受けなければならない

4 略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百十一条 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条(新規登録の申請)の規定による登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年栃木県条例第五号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則第九条に規定する方法により徴収することができる。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(栃木県県税条例の一部改正)</p> <p>第一条 略</p> <p>第九十七条第一号中「第百二条の十四第</p>	<p>(栃木県県税条例の一部改正)</p> <p>第一条 略</p> <p>第九十七条第一号中「第百二条の十四第</p>

税証紙に代わるものとして収納計器により当該自動車税の額に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けなければならない。ただし、知事がやむを得ないもの認められた場合には、収納計器による納税証紙印の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

4 略

5 第百二条の十及び第百二条の十一の規定は、第三項の収納計器による納税証紙印の押印について準用する。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百十一条 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条(新規登録の申請)の規定による登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年栃木県条例第五号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則第九条に規定する方法により徴収することができる。

三項」を「第五十条の十三第三項」に改める。

略

第五十条の見出し及び同条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の十一條を加える。

(環境性能割の課税標準)

**第五十条の二** 環境性能割の課税標準は、法第五十六条(環境性能割の課税標準)に規定する通常の取得価額(第五十条の十二第二項において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

**第五十条の三** 法第五十七条第一項各号(環境性能割の税率)に掲げる自動車(法第四十九条第一項(同条第二項(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

2 法第五十七条第二項各号に掲げる自動車(法第四十九条第一項及び前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

3 法第四十九条第一項及び前二項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

(環境性能割の徴収の方法)

**第五十条の四** 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

**第五十条の五** 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第六十条第一項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規

三項」を「第五十条の十二第三項」に改める。

略

第五十条の見出し及び同条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の十三條を加える。

(環境性能割の課税標準)

**第五十条の二** 環境性能割の課税標準は、法第五十六条(環境性能割の課税標準)に規定する通常の取得価額(第五十条の十四第二項において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

**第五十条の三** 法第五十七条第一項各号(環境性能割の税率)に掲げる自動車(法第四十九条第一項(同条第二項(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

2 法第五十七条第二項各号に掲げる自動車(法第四十九条第一項及び前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

3 法第四十九条第一項及び前二項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

(環境性能割の徴収の方法)

**第五十条の四** 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

**第五十条の五** 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第六十条第一項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規

登録の時

- 一 道路運送車両法第十三条第一項(移転登録)の規定による移転登録(以下この号において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 二 前二号に掲げる自動車以外の自動車 で、道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日  
(取得した自動車に関する報告)

**第百五条の六** 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。)は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した法第六十条第二項(環境性能割の申告納付)の規定による報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

**第百五条の七** 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、

当該環境性能割額  
(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

登録の時

- 一 道路運送車両法第十三条第一項(移転登録)の規定による移転登録(以下この号及び第百五条の七第二項第一号において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 二 前二号に掲げる自動車以外の自動車 で、道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日  
(取得した自動車に関する報告)

**第百五条の六** 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。)は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した法第六十条第二項(環境性能割の申告納付)の規定による報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

**第百五条の七** 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は修正申告書に、栃木県納税証紙に代わるものとして証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、収納計器による納税証紙印



(環境性能割の減免)

第百五条の八 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

- 一 取得した自動車を当該取得の日から一月以内に災害により滅失した場合
- 二 取得した自動車について当該取得の日から一月以内に発生した災害により損害を受け、当該自動車の価額の二分の一以上の額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）を当該取得した者が支出した場合
- 2 前項の規定により環境性能割を減免する場合において減免すべき額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 前項第一号に掲げる場合 当該環境性能割の全額
  - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げ

の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

- 一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年栃木県条例第五号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ないと認めた場合  
(収納計器取扱者の指定)

第百五条の八 収納計器による押印その他

の収納計器の取扱いは、知事の指定を受けた者が行うものとする。

(納税証紙印の印影)

第百五条の九 第百五条の七第一項の納税

証紙印の印影は、規則で定める。

(環境性能割の減免)

第百五条の十 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

- 一 取得した自動車を当該取得の日から一月以内に災害により滅失した場合
- 二 取得した自動車について当該取得の日から一月以内に発生した災害により損害を受け、当該自動車の価額の二分の一以上の額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）を当該取得した者が支出した場合
- 2 前項の規定により環境性能割を減免する場合において減免すべき額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 前項第一号に掲げる場合 当該環境性能割の全額
  - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げ

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 修繕費が価額の百分の八十五以上である場合 当該環境性能割の額に二分の一を乗じて得た額

ロ 修繕費が価額の百分の六十五以上百分の八十五未満である場合 当該環境性能割の額に三分の一を乗じて得た額

ハ 修繕費が価額の百分の五十以上百分の六十五未満である場合 当該環境性能割の額に四分の一を乗じて得た額

3 第一項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度及び税額

二 自動車登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の九** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する公的医療機関の開設者による救急自動車又はへき地における巡回診療の用に供する自動車

二 消防専用自動車その他公益のため直接専用する自動車で知事が必要があると認めるもの

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度及び税額

二 自動車登録番号

三 免除を必要とする事由

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 修繕費が価額の百分の八十五以上である場合 当該環境性能割の額に二分の一を乗じて得た額

ロ 修繕費が価額の百分の六十五以上百分の八十五未満である場合 当該環境性能割の額に三分の一を乗じて得た額

ハ 修繕費が価額の百分の五十以上百分の六十五未満である場合 当該環境性能割の額に四分の一を乗じて得た額

3 第一項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度及び税額

二 自動車登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十一** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する公的医療機関の開設者による救急自動車又はへき地における巡回診療の用に供する自動車

二 消防専用自動車その他公益のため直接専用する自動車で知事が必要があると認めるもの

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度及び税額

二 自動車登録番号

三 免除を必要とする事由

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

- 一 身体に障害を有する者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が専ら運転する自動車で、当該身体障害者が取得したもの
  - 二 専ら心身障害者（身体障害者又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）のために当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者を常時介護する者が運転する自動車で、当該心身障害者又は当該生計を一にする者若しくは当該常時介護する者が取得したもの
- 2 前項の規定による環境性能割の免除は、心身障害者一人につき一台に限り行うものとし、市町村において道路運送車両法第三条（自動車の種別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。
- 3 第一項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証その他規則で定める書類等を提示しなければならない。
- 一 年度及び税額
  - 二 心身障害者の住所、氏名及び生年月日
  - 三 障害名、障害の程度、障害の級別等並びにこれらを証する証明書の交付番号及び交付年月日
  - 四 自動車を運転する者の住所、氏名及び当該心身障害者との関係
  - 五 当該運転免許証の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
  - 六 自動車登録番号
  - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十一** 知事は、構造上心身障害

**第百五条の十二** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

- 一 身体に障害を有する者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が専ら運転する自動車で、当該身体障害者が取得したもの
  - 二 専ら心身障害者（身体障害者又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）のために当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者を常時介護する者が運転する自動車で、当該心身障害者又は当該生計を一にする者若しくは当該常時介護する者が取得したもの
- 2 前項の規定による環境性能割の免除は、心身障害者一人につき一台に限り行うものとし、市町村において道路運送車両法第三条（自動車の種別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。
- 3 第一項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証その他規則で定める書類等を提示しなければならない。
- 一 年度及び税額
  - 二 心身障害者の住所、氏名及び生年月日
  - 三 障害名、障害の程度、障害の級別等並びにこれらを証する証明書の交付番号及び交付年月日
  - 四 自動車を運転する者の住所、氏名及び当該心身障害者との関係
  - 五 当該運転免許証の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
  - 六 自動車登録番号
  - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十三** 知事は、構造上心身障害

者の利用に供するための自動車のうち、専ら当該用途に供されると認めるもの（前条第一項各号に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を免除することができる。

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度及び税額
- 二 自動車登録番号
- 三 構造変更の内容
- 四 免除を必要とする事由
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十二** 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車で心身障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（第百五条の十第一項及び前条第一項に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を減額することができる。

2 前項の規定により環境性能割を減額する場合において減額すべき額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、心身障害者の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第一項の規定により環境性能割の減額を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度及び税額
- 二 自動車登録番号
- 三 構造変更の内容

者の利用に供するための自動車のうち、専ら当該用途に供されると認めるもの（前条第一項各号に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を免除することができる。

2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度及び税額
- 二 自動車登録番号
- 三 構造変更の内容
- 四 免除を必要とする事由
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**第百五条の十四** 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車で心身障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（第百五条の十二第一項及び前条第一項に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を減額することができる。

2 前項の規定により環境性能割を減額する場合において減額すべき額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、心身障害者の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第一項の規定により環境性能割の減額を受けようとする者は、第百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度及び税額
- 二 自動車登録番号
- 三 構造変更の内容

- 四 構造変更に必要な金額
- 五 減額を必要とする事由
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

略

第百十条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条（新規登録の申請）の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第三項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に

改める。  
略

**第三条 削除**

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、公布の日

から施行する。

- 四 構造変更に必要な金額
- 五 減額を必要とする事由
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

略

第百十条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条（新規登録の申請）の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第三項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条

第五項中「第百二条の十及び第百二条の十一」を「第百五条の八及び第百五条の九」に改める。

略

(栃木県特別会計設置条例の一部改正)

**第三条** 栃木県特別会計設置条例（昭和三十一年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の項中「栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計」を「栃木県自動車税納税証紙特別会計」に改め、「自動車取得税及び」を削る。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は公布の日から、附則第六条第三項

の規定は平成三十二年四月一日から施行する。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 第三条の規定による改正後の栃木県特別会計設置条例（以下「新特別会計設置条例」という。）の規定の適用については、当分の間、新特別会計設置条例第二条の表栃木県自動車税納税証紙特別会計の項事業の内容又は設置の理由の欄中「自動車税」とあるのは、「自動車税（栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八



略	略	略	略	略
栃木県用 地先行取 得事業特 別会計	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

  

略	略	略	略	略
栃木県用 地先行取 得事業特 別会計	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

(栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の廃止)

**第四条** 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第五十一号)は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計に係る平成三十年度の収入及び支出並びに決算に関しては、第三条の規定による改正後の栃木県特別会計設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

3 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(製造の事業等を行う者に対する県税の課税免除)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、過疎地域内において過疎地</p>	<p>(製造の事業等を行う者に対する県税の課税免除)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、過疎地域内において過疎地</p>

域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号。以下この条において「省令」という。)第一条第一号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

に対し、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める課税を免除することができる。

一〜三 略

域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号。以下この条において「省令」という。)第一条第一号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

(栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第五十二号)の規定により県税の課税免除を受けた者を除く。)

に対し、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める課税を免除することができる。

一〜三 略

(税務課)

栃木県条例第十五号

栃木県東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例

栃木県東日本大震災復興推進基金条例(平成二十三年栃木県条例第三十五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(総合政策課)

栃木県条例第十六号

栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第五条に定めるものを除くは



か、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

**第四条** 児童福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所している者の特性等を踏まえ、入所している者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所している者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所している者等に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（人権の擁護等に関する措置）

**第五条** 児童福祉施設は、入所している者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（規則への委任）

**第六条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（従業者及びその員数）</p> <p><b>第六条</b> 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「児童福祉施設基</p>	<p>（従業者及びその員数）</p> <p><b>第六条</b> 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号。以下「児</p>

準」という。)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

一 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 一人以上

2) 7 略

童福祉施設基準条例」という。)第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

一 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準条例第七十条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 一人以上

2) 7 略

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第五条</b> 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び</p>	<p><b>第五条</b> 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び</p>

運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号。以下「児童福祉施設基準」という。）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士 次のとおりとすること。

イ〜ハ 略

四・五 略

六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準第四十九条第一項）に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一人以上

2・3 略

運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士 次のとおりとすること。

イ〜ハ 略

四・五 略

六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準条例第七十条第一項）に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一人以上

2・3 略

(こども政策課)

栃木県条例第十八号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1〜3 略</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「<u>経営管理部</u>」とあるのは、「<u>経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1〜3 略</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(議会事務局)